

受理官庁 S V	国立登録センター (CNR) (エルサルバドル)	附属書 C S V
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	エルサルバドル	
国際出願の作成に用いることができる言語	スペイン語 ¹	
配列リストにおける言語依存フリー テキストのために認められる言語	上述した言語と同じ ²	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{3, 4, 5}	認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則26の2.3)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁, 国立工業所有権機関 (チリ) 又はスペイン特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁 ⁶ , 国立工業所有権機関 (チリ) ⁷ 又はスペイン特許商標庁	

[次頁に続く]

- 1 出願人は、選択した管轄国際調査機関によって、対応する言語による翻訳文（附属書D参照）を提出しなければならない場合がある（P C T規則12.3）。
- 2 受理官庁はP C T規則12.1(d)に基づき認める言語を国際事務局に具体的に通告していない。
- 3 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 4 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちW I P O標準S T.26XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合、その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される（P C T規則19.4(a)(ii)の2）。
- 5 関連する受理官庁の通告については、2020年5月22日付公示（P C T公報）99頁以降参照。
- 6 この官庁は、国際調査を同官庁又はスペイン特許商標庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- 7 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

S V	国立登録センター (CNR) (エルサルバドル) (続き)	S V
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：米国・ドル (USD)	
送付手数料	なし ⁸	
国際出願手数料 ⁹	USD 1,437 (1,346) ¹⁰ (1,435) ¹¹	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁹	USD 16 (15) ¹⁰ (16) ¹¹	
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	USD 216 (202) ¹⁰ (216) ¹¹	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	USD 324 (304) ¹⁰ (324) ¹¹	
調査手数料	附属書D (CL), (EP) 又は (ES) 参照	
優先権書類の手数料	USD 30	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がエルサルバドルに居住している場合 要, 出願人がエルサルバドルの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	エルサルバドルで登録されている代理人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は, 別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか?	していない	
受理官庁は, 包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか?	していない	

8 ただし出願人は, 国際出願の写しを国際事務局及び国際調査機関に送付するために適用される郵送料を支払う。

9 この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

10 括弧内の額は2023年1月1日から適用される。

11 括弧内の額は2023年3月1日から適用される。